

法律及び判例ニュース(n.º 7-07)

A.- 法令

1.- 個人情報の侵害 — 国内法務委員会と連邦納税局の協約

憲法は個人情報の侵害を禁止しているが、今回、国内法務委員会(Conselho Nacional de Justiça)と連邦納税局(SRF)は司法裁判所判事が税務に係わる不法行為の疑いがある場合、連邦納税局の持つ個人情報へコンピュータにより直接即時アクセス出来る内容の協約書を取り交わした。

同方式の採用により司法裁判の事務処理の合理化が期待できる反面、納税者は個人情報の侵害と外部へ洩れが心配される内容と言える。(O Estado 29-06-07)

B.- 判例

1.- 工業製品の輸出に対する奨励金(Premio)の解消に係わる連邦高等裁判所の判決

1969年、軍事政府は工業製品の輸出奨励策の一環として、工業製品税(IPI)と商品流通税(ICM)の免税、更に工業製品税相当額のプレミオ(Crédito Premio)を輸出者へ供与していた。(Decreto-lei n.º 491/1969)

しかし、同プレミオは国際商取引協約に反する、国の輸出補助金と見なされ、1970年後期と80年代初めにプレミオ制度の廃止と再設定が繰り返された。

現憲法は88年10月5日に発布され、法令により再確認された奨励制度以外、全ての奨励制度が憲法発布から2年後に解消すると規定した。(Ato das Disposições Constitucionais Transitórias – art. 41 § 1º)

その後、工業製品の輸出プレミオについて、大学教授、税務専門弁護士或は法律事務所等間で同制度は1990年10月5日或は2004年8月9日に廃止された意見と、更に同制度は現在も有効と3学説に大別され司法裁判で議論されていた。

6月末、憲法が発布されてから約20年後に、高等裁判所の第一班(Primeira Seção do STJ)は1990年10月時点で同本奨励

制度の消滅した内容の判決を下したが、最高裁判所の最終結論が出ていない点から、まだ疑問が継続する可能性がある。最後に政府が与えた期限付き奨励金制度（例えば BEFIEX）で、1990年以降に満期となる案件は、既得権により奨励制度が満期まで恩典が保証されていたと判断する。

2.- 行政裁判(Processo Administrativo)の控訴条件 — 異議申し立金額の30%相当額の供託金又は資産抵当の問題

連邦租税関連の行政裁判制度は72年の細則令(Decreto n.º 70.235)に規定されている。

制度上、行政裁判第一審の判決は納税署長、或は納税署内の官吏により下されるため、摘発内容に大きな間違いがない限り、第一審で納税者に有利な判決は期待出来ないのが普通である。行政裁判の第二審(Conselho de Contribuintes)は大蔵省納税局代表、業界代表と有識者等で構成されており、判決の多くは理に添った正しい結論が出されている。

しかし、大蔵省は租税の早期徴収を目的とし、納税者が第二審へ控訴する条件とし、異議申し立て金額の30%相当額の抵当供託金又は資産抵当を制定していた。(MP 1699-14/99 e lei n.º 10.522/02)

3月28日、最高裁判所の大法廷は、従来、違憲裁判(ADI N.º 1922 e 1976)審議の結論であった、供託金又は資産担当の請求条件は合法的な規定との判決を見直し、今回、憲法が保証する、国民への裁判を申し出る権利を阻害する規定であり、違憲法令の結論を下した。(ADI 1976-7)

連邦納税局は上記最高裁判所の判決に従い、供託金又は資産抵当の解除に関連する指令を公表したが、まだ実務面で徹底されいなく、供託金又は資産抵当等のある行政裁判について、納税者は供託金の払い戻しと抵当の解除を即申請する必要がある。

SP. 03/07/07 Flavio T. Oshikiri
Ohno & Oshikiri Advogados
Av. 9 de Julho, 4954 - São Paulo- SP Tel. 3068-2053